

施策の方向性5 若年性認知症施策の強化

(1) 基本的な考え方

若年性認知症の場合、高齢期の認知症の人に比べると数が少ないため、ニーズや暮らしぶりが把握しづらいという状況があります。

現役世代で認知症を発症した場合、就労を継続する難しさがあり、家庭においても生活の主な担い手であることから、本人、家族に及ぼす精神的、経済的な影響は非常に大きなものです。

そのため、若年性認知症に対する正しい理解の普及啓発や居場所づくり、相談支援体制の強化等の取り組みを進め、早期に発見し、包括的かつ継続的な支援を行うことが重要です。

(2) 早期発見・早期診断

若年性認知症は進行が早く、就労している人であれば、本人や家族の生活、さらに職場に及ぼす影響も大きいことから、家庭はもとより、職場での気づきも重要となります。

そのため、若年性認知症の人やその家族、支援者向けのパンフレット等の作成・配布や、産業医をはじめとした企業向け研修会等を開催して、若年性認知症への理解の促進や早期発見・早期診断の仕組みづくり等に取り組みます。

〔具体的な取り組み〕

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	若年性認知症支援者向け研修 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.49)
46	若年性認知症対策事業 (保健福祉・認知症対策室)	若年性認知症への理解や早期受診に向け、若年性認知症の人と家族、支援者向けのパンフレットやリーフレット等の作成・配布を行います。
④ 47	企業を中心とした市民への啓発 (保健福祉・認知症対策室)	職場での早期発見に繋がられるよう、作成したパンフレットやリーフレットなどの配布、支援者向け研修会への呼びかけを行います。

(3) 若年性認知症の支援体制の強化

若年性認知症の場合、利用できるサービスが分かりにくく、必要なサービスにながっていないことがあると考えられます。そのため、医療・介護従事者はもとより市民が若年性認知症を正しく理解し、いざというときの相談窓口や利用可能なサービス等の情報を知っておくことが重要です。

また、若年性認知症の人やその家族が励ましあい、介護について学ぶ機会の確保も必要です。

そのため、認知症の人が安全に安心して過ごすことができ、介護家族の負担軽減につながるような居場所づくりや交流会の開催、必要な医療・介護サービスがスムーズに提供できる体制づくり等に取り組みます。

[具体的な取り組み]

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	認知症疾患医療センター運営事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.15)
48	若年性認知症介護家族交流会事業 (保健福祉・認知症対策室)	若年性認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励まし合い、認知症の介護について学び合うための交流会を開催していきます。 【交流会開催回数】 25年度：5回⇒29年度：6回
49	若年性認知症支援者向け研修 (保健福祉・認知症対策室)	若年性認知症の人が安心して日々を過ごしていけるよう、支援者の理解・対応力の向上を図るための研修会を開催していきます。 【研修回数】 25年度：1回⇒29年度：年1回
再	認知症地域支援推進員 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.31)
再	認知症に関する実態調査 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.35)
再	認知症カフェ普及促進事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.34)

施策の方向性6 地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進

(1) 基本的な考え方

認知症を発症すると、本人や家族は介護をはじめ日常生活で様々な問題を抱えることとなります。

こうした問題を解決し、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安全に安心して生活していくためには、周囲のサポートが必要であり、地域・民間・行政が共通の目的を持ちながら、様々な形で連携を深め、関わり、認知症の人やその家族を支援していくことが重要です。

そのため、関係者による具体的な連携方策の検討を進めるとともに、様々な啓発の機会を活用し、多世代にわたって認知症について学ぶことのできる環境づくり等の取り組みも充実していくことが必要です。

また、認知症は誰もがなる可能性があることから、市民一人ひとりが認知症を自分自身の問題と認識することで、認知症に対する理解と支援の輪を大きく広げていくことも重要です。

(2) 協働の取り組みの推進

認知症の人やその家族が求めるニーズにきめ細やかに対応するためには、地域・民間・行政が協働して認知症の人や家族を地域社会全体で支える体制を構築することが求められます。

そのため、地域住民や医療・介護関係者はもとより小中学校をはじめとする教育機関や民間企業等に対しても予防を含めた認知症の正しい理解の促進を図るとともに、民間企業等に対しては認知症の家族を介護している働き手への理解と支援の必要性についての啓発に取り組みます。

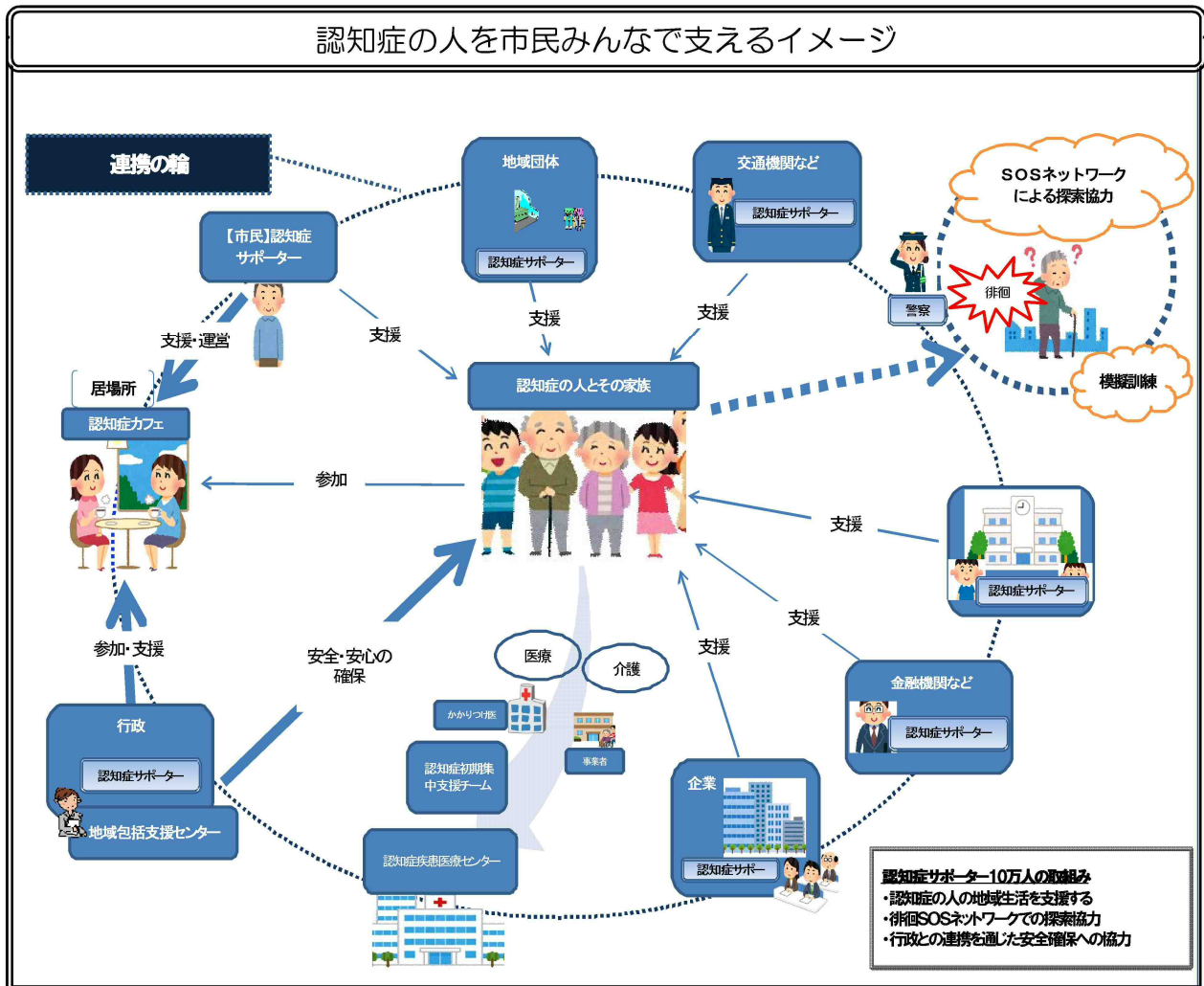
また、徘徊高齢者等の問題に関して、個人情報取り扱いや安全確保に十分に留意しながら、スムーズな連携が出来る体制づくりを進めます。

さらに、誰もが認知症を身近に感じ、理解を深め、認知症に対する偏見や誤解等をなくすために、認知症の人とその家族、地域住民等と一緒に活動できる環境づくりに取り組みます。

〔具体的な取り組み〕

No.	事業名 (担当課)	事業概要
50	北九州市オレンジ会議開催 (保健福祉・認知症対策室)	総合的な認知症対策を推進するため、庁内・外の関係部局による会議体を設置し、地域・民間・行政等が協働して、認知症を地域全体で支える体制を構築します。
51	いのちをつなぐネットワーク事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、地域や民間企業・団体及び行政の力を結集して、地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。

新 再	認知症カフェ普及促進事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.34)
再	認知症サポーターキャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.19)
再	認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.2)
新 再	徘徊搜索模擬訓練普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.25)



施策の方向性7 権利擁護・虐待防止対策の推進

(1) 基本的な考え方

成年後見制度は、判断能力の不十分な認知症高齢者等の権利擁護を図る制度として利用が進んでいます。

成年後見制度は、基本的に司法上の法律関係を規律するものですが、老人福祉法には、市町村長が、判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉を図るため特に必要があると認められるときは、家庭裁判所に対し、後見等の開始の審判を請求することができる旨の規定があり、必要に応じてその活用を図っていくことが重要です。さらに、同法に規定されている市町村による市民後見人の育成及び活用についても、引き続き積極的な取り組みが必要です。

高齢者の虐待防止については、地域包括支援センターを中心とした虐待防止システムが有効に機能していますが、対応困難な事例が増加傾向にあります。

また、介護サービス事業者を対象に高齢者虐待や権利擁護など、様々な研修に取り組んでいますが、今後も事業者への啓発や早期発見、指導等を迅速に実施する必要があります。

全ての高齢者の権利が尊重され、その人らしく安心して生活できるよう、地域や関係機関等との連携により、虐待の早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取り組みが重要です。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

認知症高齢者等が増加していく状況を踏まえると、権利擁護の重要性はますます高まっていくことから、市民向け啓発セミナー等を開催して周知を図るとともに、弁護士や司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化して、権利擁護を図る上で重要な制度である成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進します。さらに、成年後見制度のニーズの高まりに対応するためには、親族や弁護士等専門職に加えて市民による後見活動が必要となることから、市民後見人の育成及び活用に取り組み、市民後見を推進するための体制整備を充実・強化します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
52	成年後見制度利用支援事業 (保健福祉・高齢者支援課)	「成年後見制度」の利用促進のため、制度の利用に係る相談や啓発を行います。また、必要に応じて市長が家庭裁判所へ後見等の申立てを行うとともに、生活保護受給者などの場合は、その申立費用や後見人報酬を助成します。 【成年後見制度相談件数】 25年度：508件⇒29年度：530件

53	あんしん法律相談事業 <small>(保健福祉・高齢者支援課)</small>	高齢者又はその家族などを対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、各区役所において無料で法律相談を実施します。
54	地域福祉権利擁護事業 <small>(日常生活自立支援事業)</small> <small>(保健福祉・高齢者支援課)</small>	判断能力が衰えてきた高齢者などに対し、支援員が福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産管理サービスを提供します。
55	市民後見促進事業 <small>(保健福祉・高齢者支援課)</small>	「市民後見人」を育成するとともに、「権利擁護・市民後見センター(らいと)」で法人後見を実施する等により、育成した「市民後見人」に対する活動機会の提供を図ります。 【市民後見人養成数(累計)】 25年度：106人⇒29年度：170人
再	高齢者虐待対応職員レベルアップ事業 <small>(保健福祉・高齢者支援課)</small>	(再掲 No.59)
56	高齢者に対する消費者被害対策の推進 <small>(市民文化スポーツ・消費生活センター)</small>	高齢者が消費者被害に遭わず、安心して生活できるよう、高齢者への啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者の被害未然防止につなげます。 【啓発講座(高齢者対象)の受講者数】 25年度：5,871人⇒29年度：6,000人

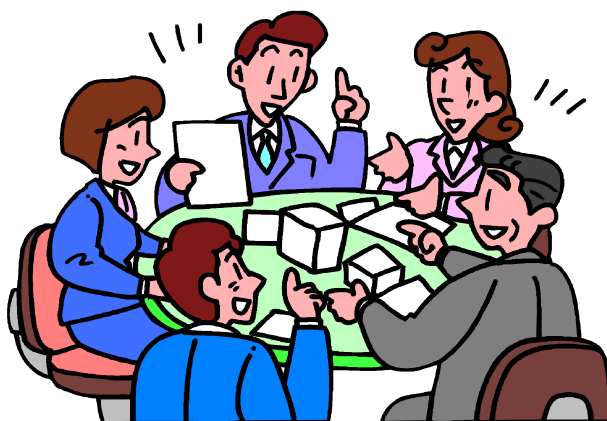
(3) 高齢者の虐待防止対策の推進

高齢者虐待防止法や相談窓口である地域包括支援センターの一層の周知を図るとともに、介護サービス事業者や高齢者虐待に対応する職員に対する研修を実施して高齢者虐待対応能力の向上を図ります。

また、介護疲れや認知症に対する理解の不足、近隣との関係など様々な問題が高齢者虐待の背景にあることから、虐待を受けている高齢者及び虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点に立って対応するとともに、様々な問題が重なって複雑化した虐待事例に対応するため、市民や関係機関・団体、介護サービス事業者等との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取り組みを充実します。

〔具体的な取り組み〕

No.	事業名 (担当課)	事業概要
57	高齢者虐待防止事業 (保健福祉・高齢者支援課)	地域包括支援センターを中心とした地域レベル・区レベル・市レベルの三層構造の虐待防止システムを、弁護士など専門職と連携を図りながら円滑に運用します。また、高齢者虐待防止について市民周知を図ります。
58	高齢者虐待対応 職員レベルアップ事業 (保健福祉・高齢者支援課)	地域包括支援センター職員を中心に、業務上必要な法的知識や障害分野など高齢者分野以外の必要な知識習得を図ります。 【研修開催回数】 25年度：年8回⇒29年度：年9回
再	地域包括支援センター運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.36)
59	施設及び介護サービス事業者による高齢者虐待防止システム (保健福祉・介護保険課)	高齢者へ適切なケアを提供するために必要な知識の普及・啓発を行います。 また、虐待に気づいた家族や介護サービス従事者などが相談・通報・届出するための窓口を設置します。虐待と判断された場合は、県に報告するとともに、老人福祉法や介護保険法に基づき適切な指導を行います。



6 計画を実施していくための各種取組み

それぞれの役割（○は代表的な取組みの例）

<北九州市民として>

認知症の人が住み慣れた地域で、安心して安全な生活を送り続けるためには、市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、認知症にならないように努力することが大切です。

今後の具体的な取組みに関しては、北九州市オレンジ会議の開催等を通して、広く意見を求めつつ、一人ひとりがどう関わっていくかについて検討していきます。

- 認知症の正しい理解のための「認知症サポーター養成講座」の受講
- 地域での「徘徊搜索模擬訓練」、「認知症カフェ」や「認知症予防教室」等の認知症に関する取組み等への参加

<地域>

認知症の人が住みなれた地域で生活し続けるために、地域が認知症の人の立場に立って考えながら、見守りをはじめとした支援等に積極的に関わっていくことが必要です。

地域は、事業者・行政等と連携し、認知症の人とその家族が孤立しないように見守り支えていきます。

- インフォーマルなつながりの構築
- 認知症の人とその家族の孤立化防止
- 認知症の人やその家族をはじめ地域の人たちが交流できる居場所づくり

<事業者等>

認知症の人とその家族が、日常生活の様々な場面で、関わる事業者の理解と支援があれば、その生活の質を高めることができます。そのためには、事業者が認知症をよりよく理解し、認知症の人の考えを尊重しながら接していくことが大切です。

また、企業は、「社会的責任」の観点から、認知症の対策により積極的に関わっていくことが求められています。

事業者は、認知症の人とその家族が日常生活を送る中で困ることがないように配慮し、また、困ったことが起こった時には適切な対応を取ることができるよう、取組みを進めます。

- 認知症の人の視点に立ったケアへの取組み（医療・介護）
（具体例）病院勤務者、歯科医師や薬剤師等の医療関係者、介護事業者等の認知症に関する研修受講
- 医療、介護の連携強化（医療・介護）
- 高齢者の安全確保のためのネットワークへの参加（交通）
（具体例）『認知症サポーターメール』への登録推進
- 認知症の人が行動、心理症状を起こした場合の適切な対応（小売業・交通）
- 配達等対応中に異変を感じた場合の対応（小売業・交通・郵便）
- 認知症の人や家族に対する買い物支援（小売業）

- 行政へ認知症の疑いがある人の情報提供を行う仕組みづくり（金融機関）
- 悪徳商法や詐欺行為を防止する対策（金融機関）
- 権利擁護・成年後見人への取組み（弁護士・司法書士）
- 介護離職を減らすための取組み（全事業者）
（具体例）本人の意向を尊重した上での配置転換等
- 介護中の従業員に対する理解（全事業者）
- 若年性認知症に対する正しい理解の普及に関する取組み（全事業者）

※（ ）の中は取組みの主体となる主な事業者

<学校教育等>

将来を担う子供たちをはじめとして若い世代が認知症のことを正しく理解することは非常に重要です。また認知症の人だけではなく、高齢者全体に対して思いやりと優しさの気持ちを育むことも大切です。

そのため「認知症サポーター」の養成の取組みを教育の場で進めることや、高校・大学等で認知症に関するボランティア活動に従事することを進めることによって、認知症の理解を深め、高齢者に対して思いやりの気持ちを持つことや、人に優しいまちの構築につなげます。

- 認知症サポーター養成への取組み
- 交流の場等へのボランティア参加の促進

<警察>

警察は、認知症が原因でおこる徘徊等に対する安全の確保や、判断力の低下による詐欺被害などを未然に防ぐ対策の中心的な役割を担っています。

徘徊高齢者に関する相談や、実際の捜索時の他機関との連携、認知症の人の交通安全対策等、地域生活に関する安全や安心を強化するための対策を進めます。

- 徘徊高齢者等の発見、保護の強化
- 認知症の人の交通安全対策
- 悪徳商法や詐欺行為を防止する対策

<行政>

認知症の人とその家族を支援するためには、地域・民間・行政が一体となって取組みを進めることが重要です。認知症に関わる関係者が、密接に連携をとることができる体制を構築し、市民一人ひとりのいのちを守り、安全に安心して暮らし続けることのできるまちをつくります。

また、対策は保健福祉行政のみの視点に立つのではなく、消費者保護や虐待防止など行政の関連した部署において組織横断的な連携の強化を図り、総合的な対策を推進していきます。

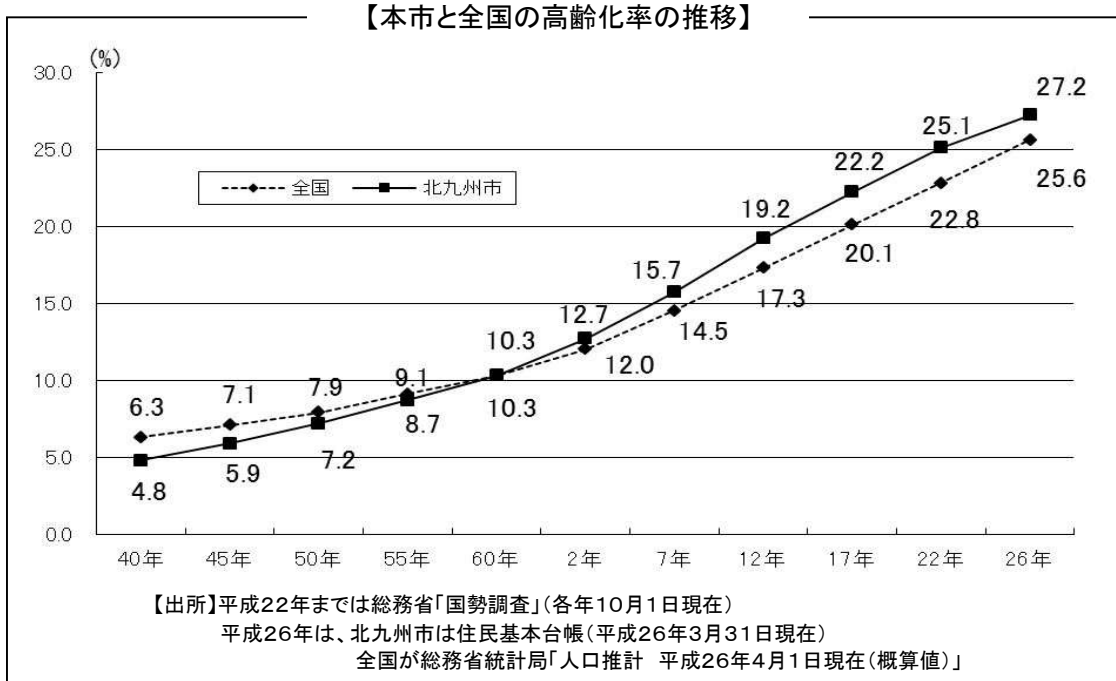
- 地域・民間・行政が一体となった連携ネットワークの構築
- 安全・安心の確保
- 市組織横断的な連携強化

～資料編～

1 本市の認知症を取り巻く状況

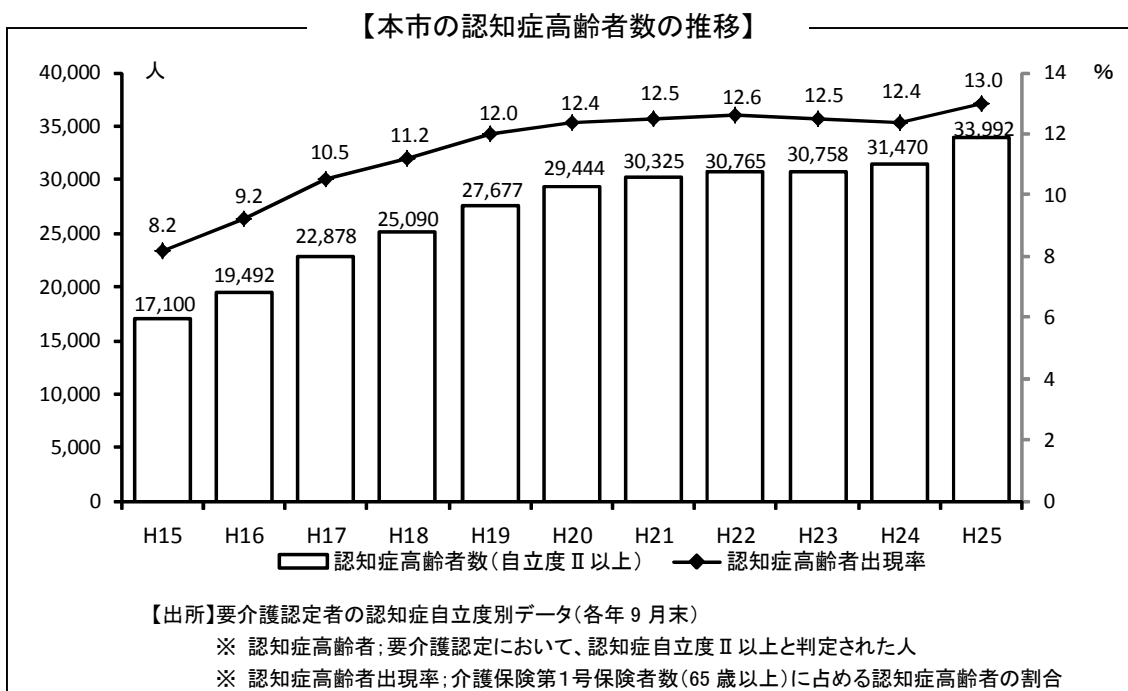
(1) 高齢化率の推移(全国との比較)

本市の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口の割合）は、平成 26 年 3 月 31 日時点で 27.2%と、人口の約 3.7 人に 1 人が高齢者という状況であり、全国平均を上回っています。



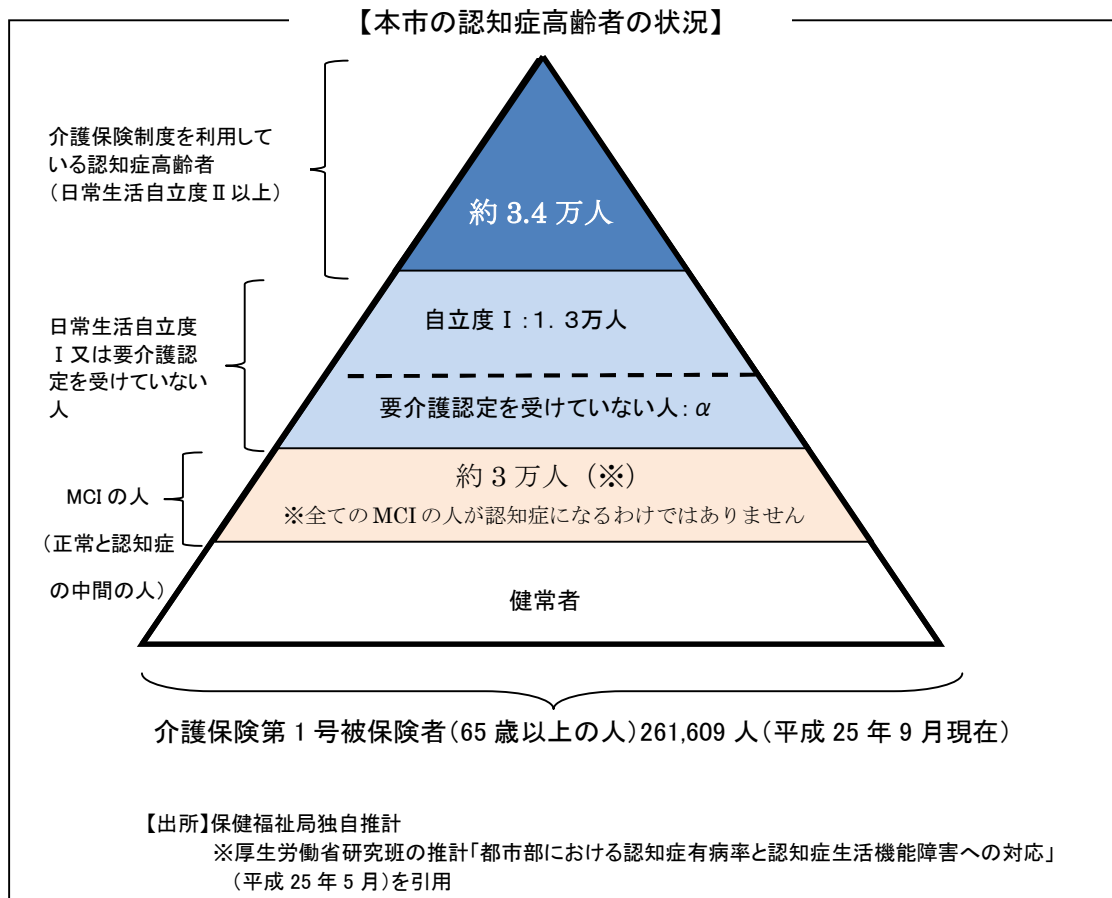
(2) 認知症高齢者数の推移

本市の平成 25 年の認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度《以下「認知症自立度」という》Ⅱ以上）の数は 3 万 3 千人を超え、介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上の人）に占める割合は、13.0%となっており、10 年間で約 5 ポイント増加しています。



(3) 認知症高齢者の状況

さらに、前述の認知症高齢者数（認知症自立度Ⅱ以上）に、認知症自立度Ⅰの人を加えると、約47,000人が何らかの認知症の症状を持っていると考えられます。



(4) 要介護認定者の認知症自立度の状況

要介護認定者(54,632人)のうち、認知症自立度Ⅱ以上の人(33,992人)は62.2%です。

要介護度	要介護認定者数	認定者数のうち自立度Ⅱ以上
要支援1	8,118人	491人
要支援2	7,345人	443人
要介護1	13,233人	11,046人
要介護2	9,226人	7,142人
要介護3	6,386人	5,483人
要介護4	5,754人	5,090人
要介護5	4,570人	4,297人
合計	54,632人	33,992人

【出所】 要介護認定者の認知症自立度データ(平成25年9月)

(5) 認知症高齢者の将来推計(全国との比較)

厚生労働省が平成 24 年 8 月に発表した全国の認知症高齢者の推計（日常生活自立度Ⅱ以上の人のうち 65 歳以上人口に対する比率）と比較すると、本市の比率は高い状況となっています。

○全国

将来推計(年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 37 年 (2025 年)
日常生活自立度Ⅱ以上 下段は 65 歳以上人口に対する比率	280 万人 9.5%		345 万人 10.2%	410 万人 11.3%	470 万人 12.8%

【出所】厚生労働省報道発表資料(平成 24 年 8 月 24 日)

○北九州市

将来推計(年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 37 年 (2025 年)
介護保険第 1 号被保険者 (65 歳以上)	244,579 人	261,609 人	275,951 人	286,364 人	279,207 人
日常生活自立度Ⅱ以上 下段は 65 歳以上人口に対する比率	30,765 人 12.6%	33,992 人 13.0%	36,025 人 13.1%	41,083 人 14.3%	44,380 人 15.9%

【出所】平成 25 年までは、要介護認定者の認知症自立度別データ(各年 9 月末現在)

平成 27 年以降は、認知症高齢者の各年齢階層別出現率(平成 24.9 月)に介護保険第 1 号被保険者数(65 歳以上)の推計を乗じて推計した数値

《参考》 認知症高齢者の日常生活自立度

I	何らかの認知症を有するが、日常生活はほぼ自立している。
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動など多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる。
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動などが見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動などが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(6) 認知症高齢者の居場所(全国との比較)

認知症高齢者の居場所については、本市(平成 23 年度)では、居宅が 59.5%、グループホームが 4.2%、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等が 17.6%となっており、全国の数値と比較すると、居宅が 10 ポイントほど高く、施設等が 10 ポイントほど低くなっています。

○全国

居場所	居宅	特定施設 (ケアハウス等)	グループ ホーム	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設等	医療機関	合計
日常生活自立度Ⅱ以上の人	140 万人	10 万人	14 万人	41 万人	36 万人	38 万人	280 万人
割合	50.0%	3.6%	5.0%	14.6%	12.9%	13.6%	100.0%

【出所】厚生労働省報道発表資料(平成 24 年 8 月 24 日)

○北九州市

居場所	居宅	特定施設 (ケアハウス等)	グループ ホーム	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設等	医療機関	合計
日常生活自立 度Ⅱ以上の人	19,160 人	1,300 人	1,353 人	2,674 人	3,003 人	4,720 人	32,210 人
割合	59.5%	4.0%	4.2%	8.3%	9.3%	14.7%	100.0%
全国との ポイント差	9.5	0.4	▲ 0.8	▲ 6.3	▲ 3.6	1.1	

【出所】要介護認定者の認知症自立度別データ(平成 23 年 9 月)

(7)若年性認知症の人の状況

厚生労働科学研究「若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究」(平成 21 年 3 月)によると、全国における若年性認知症者の数は、3.78 万人と推計されており、そのうち 18~64 歳人口における人口 10 万人あたりの若年性認知症者数は、47.6 人(男:57.8 人、女:36.7 人)となっています。

この研究の「年齢階層別若年性認知症有病率」に基づく本市の若年性認知症者数は、平成 26 年 3 月末時点で、約 300 人程度いると推計されます。

(8)徘徊高齢者・行方不明者件数

平成 25 年に市内 8 警察署において、高齢者(65 歳以上)の行方不明者届を受理した件数は 229 件で、そのうち認知症によるものが 69 件となっています。

(9)高齢者の振り込め詐欺の相談の状況

平成 25 年度の北九州市立消費生活センターへの振り込め詐欺の相談は 2,025 件あり、その内 60 歳以上からの相談は 645 件でした。

年 代	架空請求	オレオレ詐欺	還付金詐欺	融資保証金詐欺	振り込め詐欺合計
60 歳未満	1261	0	4	8	1,273
60 歳代	279	1	9	0	188
70 歳代	197	4	22	0	223
80 歳以上	124	2	10	0	136
その他	97	1	2	4	107
合計	1,958	8	47	12	2,025

【出所】北九州市立消費生活センター(平成 25 年度データ)

2 今後の課題

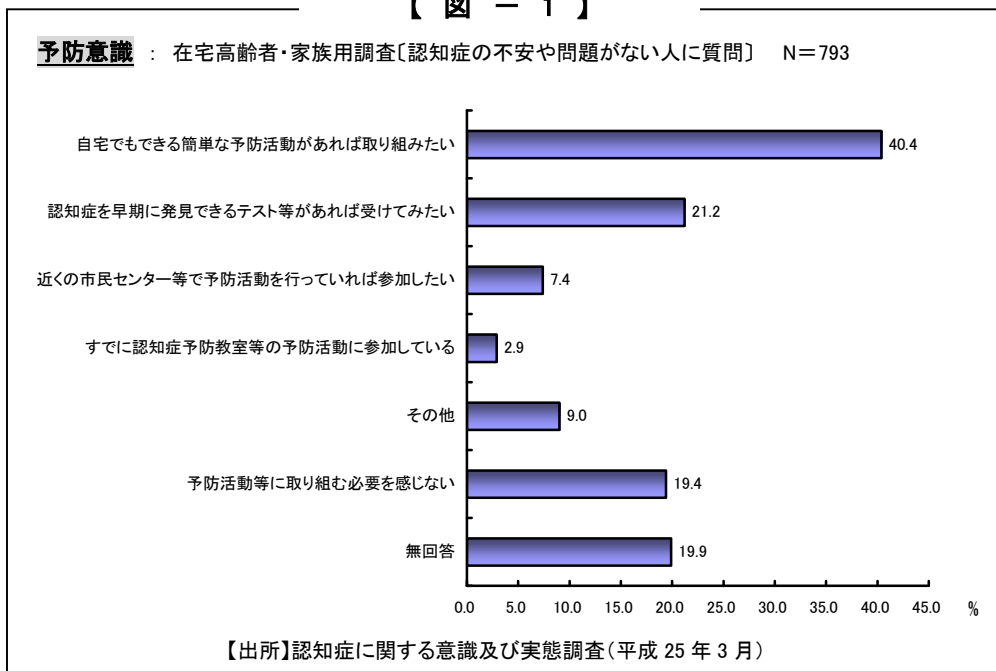
(1) 認知症予防

平成 25 年 3 月の「認知症実態調査」では、認知症予防に関して「自宅でもできる簡単な予防活動であれば取り組みたい」が 4 割程度で、「認知症を早期に発見できるテスト等があれば受けてみたい」が 2 割程度あります。(図-1)

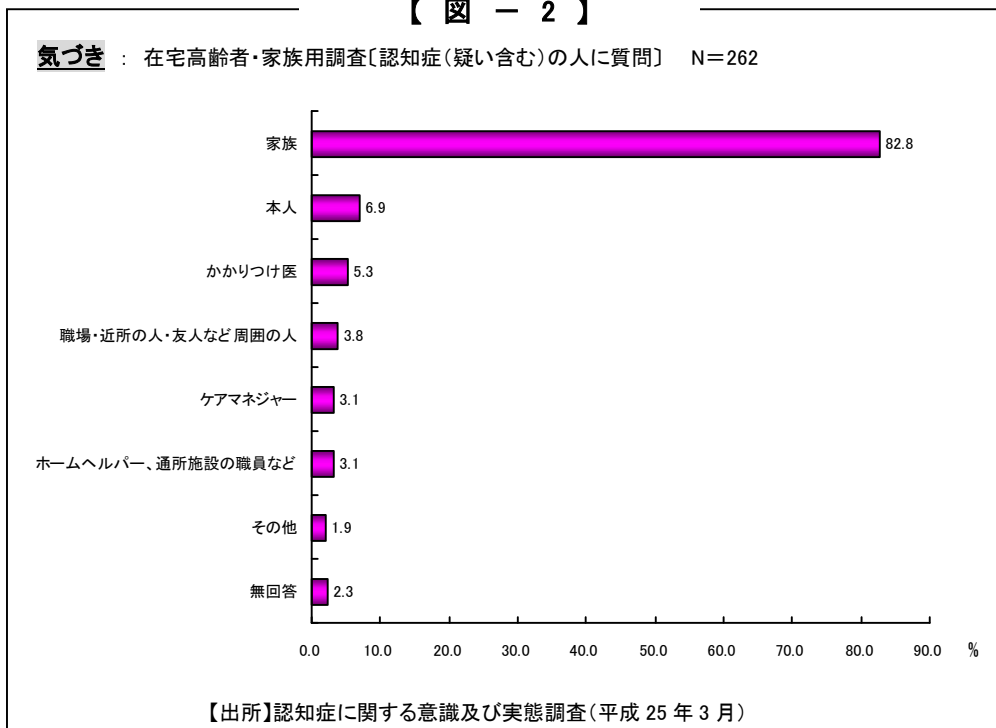
また、認知症に関する「気づき」では、認知症に気づいた人は「家族」との回答が 8 割を超えています。(図-2)

これらの結果から、認知症予防に関する知識や意識の向上、早期発見・早期対応の仕組みの充実等の取り組みが必要だと考えられます。

【 図 - 1 】



【 図 - 2 】

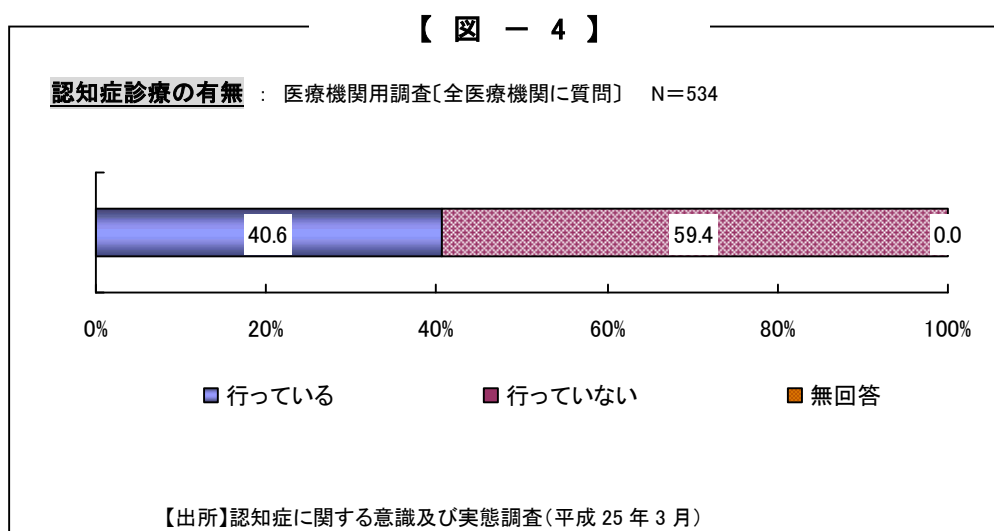
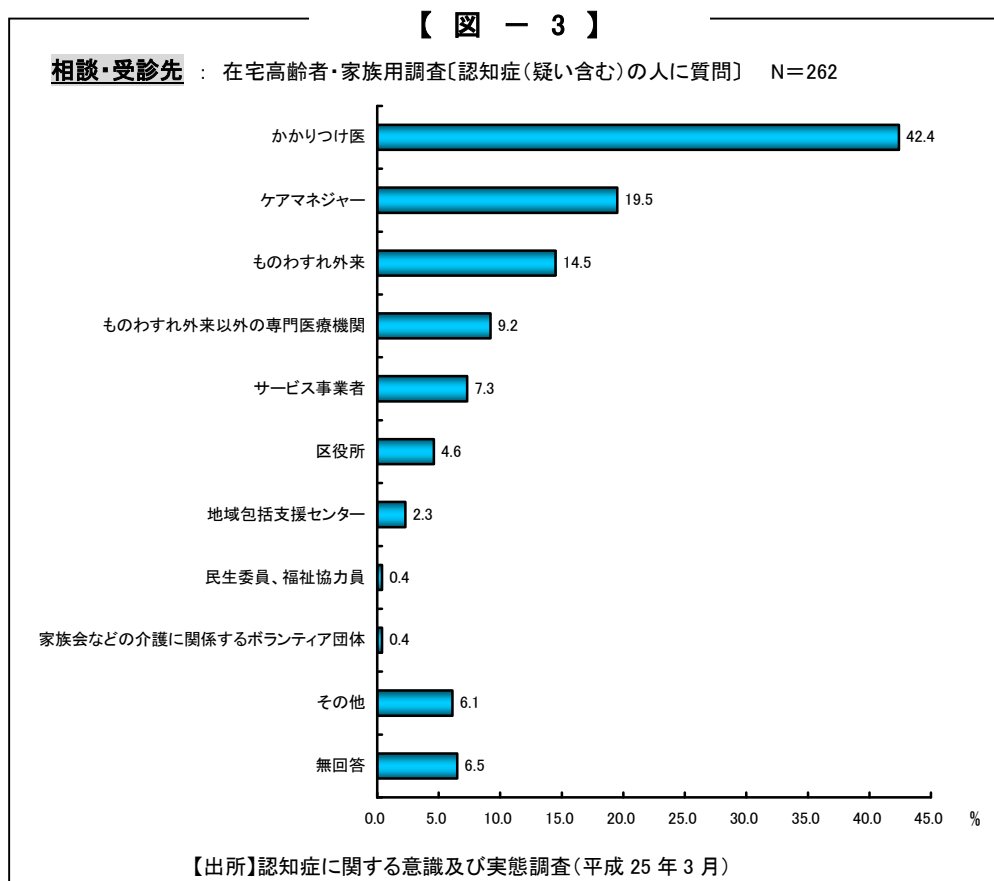


(2)軽度の認知症

平成 25 年 3 月の「認知症実態調査」では、相談先、受診先として、かかりつけ医、ケアマネジャー、ものわすれ外来をあげた人が多数を占めています。**(図-3)**

また、医療機関に関して、「ものわすれ外来以外の診療機関で認知症の診察を行っている」が4割を超えており、そのうち、かかりつけ医による治療が増加しています。**(図-4)**

これらの結果から、身近な地域での相談支援体制の充実や医療・介護サービスを担う人材の育成等の取り組みが必要だと考えられます。



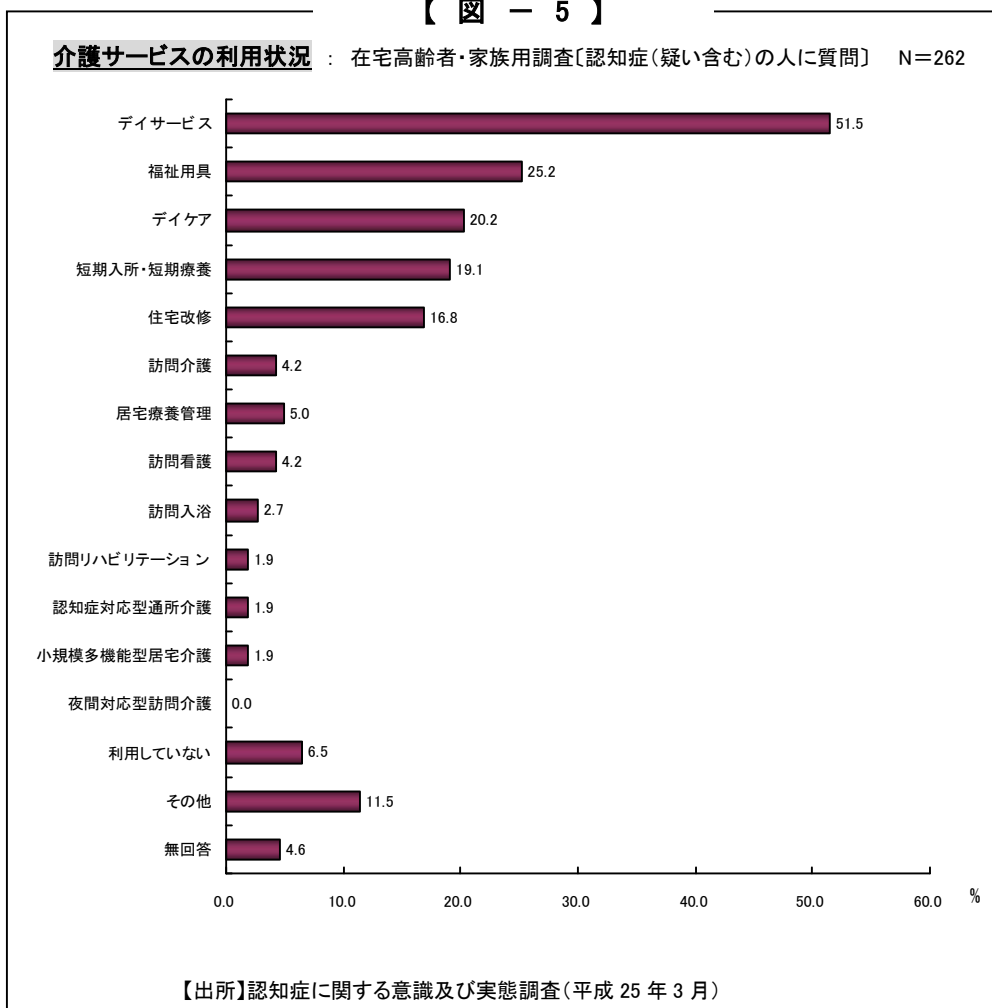
(3)中・重度の認知症

平成 25 年 3 月の「認知症実態調査」では、認知症の人の介護保険サービスの利用状況は、デイサービスが 5 割を超えています。(図-5)

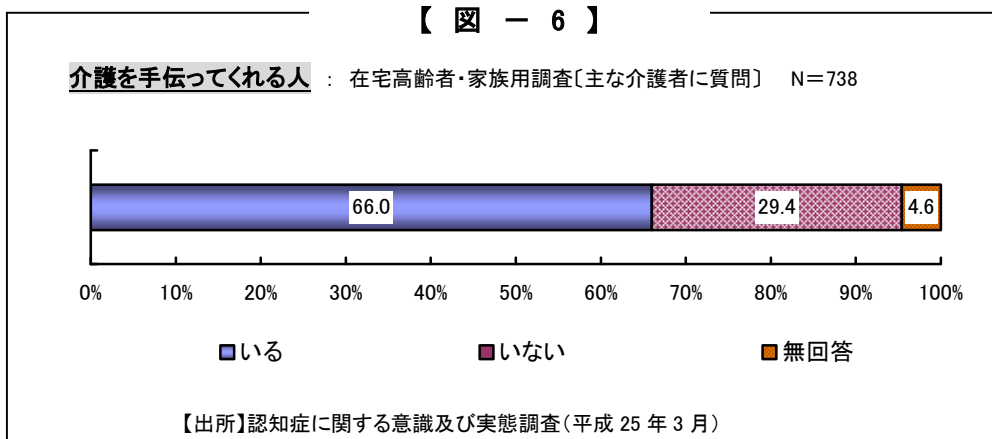
また、介護者へのサポートに関して、介護を手伝ってくれる人が「いる」との回答が 6 割を超えている一方で、介護を手伝ってくれる人が「いない」との回答も 3 割近くに上っています。(図-6)

これらの結果から、認知症の人やその家族の地域での生活を支える医療・介護サービスの構築等の取り組みが必要だと考えられます。

【 図 - 5 】



【 図 - 6 】

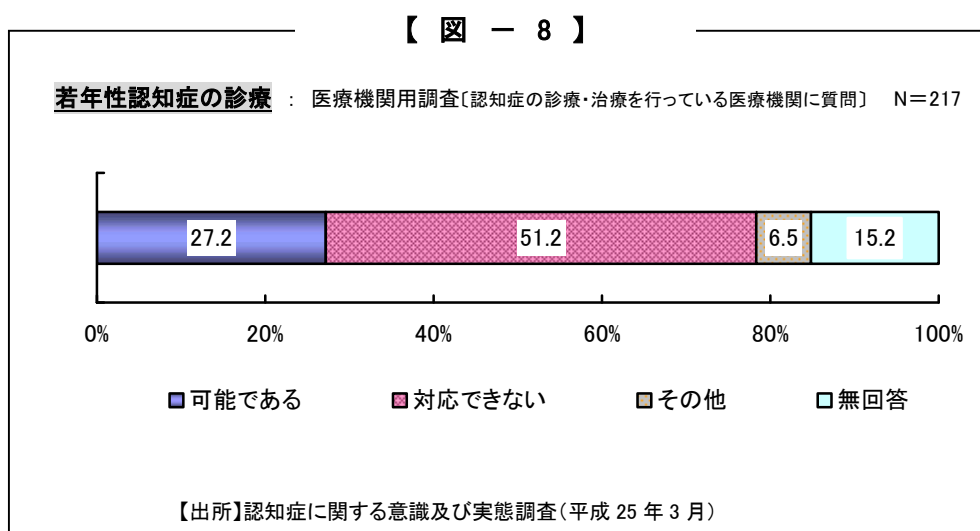
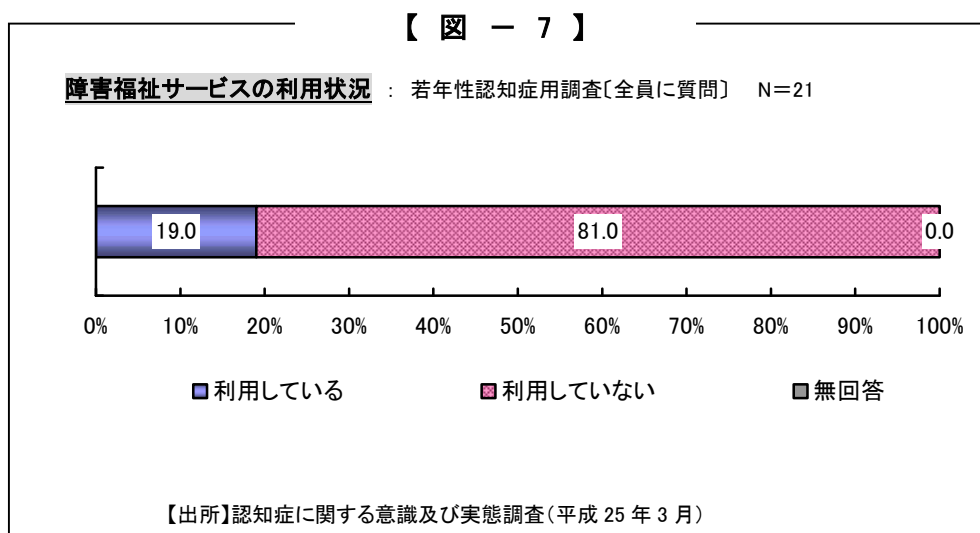


(4) 若年性認知症

平成 25 年 3 月の「認知症実態調査」では、若年性認知症の人のうち、障害福祉サービスを利用している人は 2 割程度となっています。(図-7)

また、若年性認知症の診療が「可能である」と答えた医療機関は 3 割弱となっています。(図-8)

これらの結果から、市民をはじめ医療・介護従事者に対して、若年性認知症に関する理解の促進等の取り組みが必要だと考えられます。



(5) 権利擁護・虐待防止

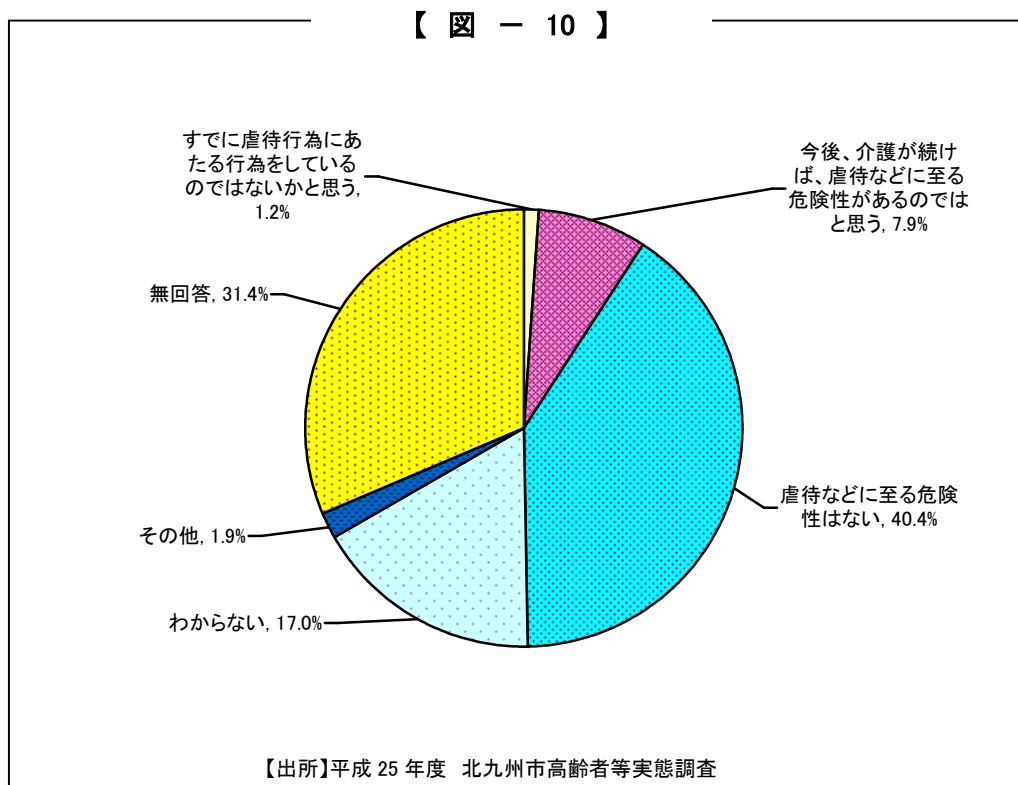
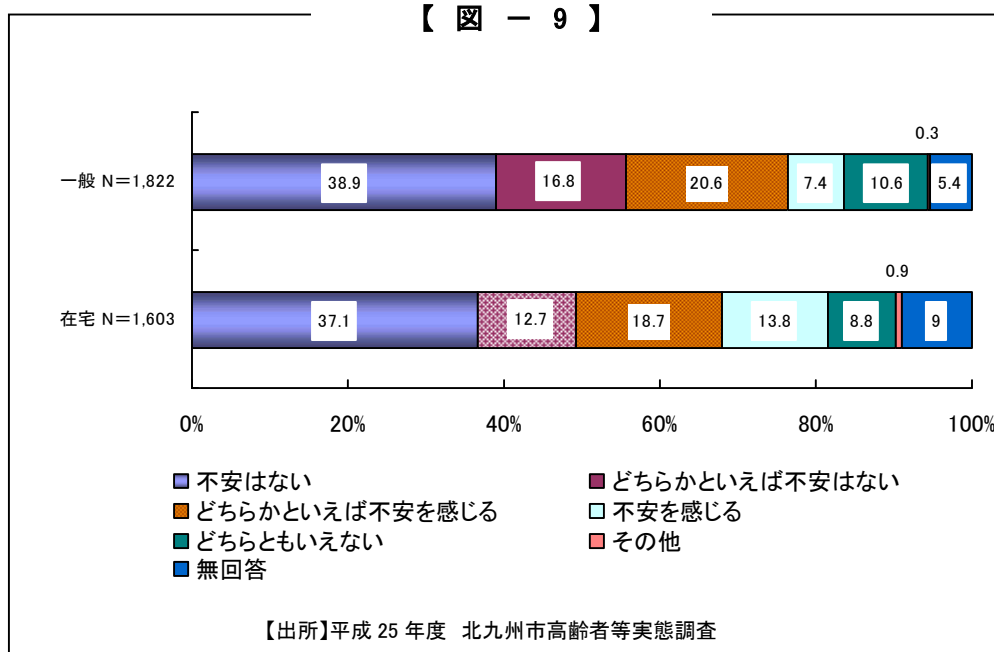
平成 25 年度の「高齢者等実態調査」では、詐欺などの権利侵害に対する不安について、「不安はない」と回答した人は一般高齢者、在宅高齢者ともに約 4 割と最も多くなっており、「どちらかといえば不安は感じない」と合わせると、一般高齢者では 5 割を超えており、在宅高齢者でもおよそ 5 割程度となっています。これに対して、「どちらかといえば不安を感じる」、「不安を感じる」と答えた人は一般高齢者、在宅高齢者ともに 3 割程度となっています。(図-9)

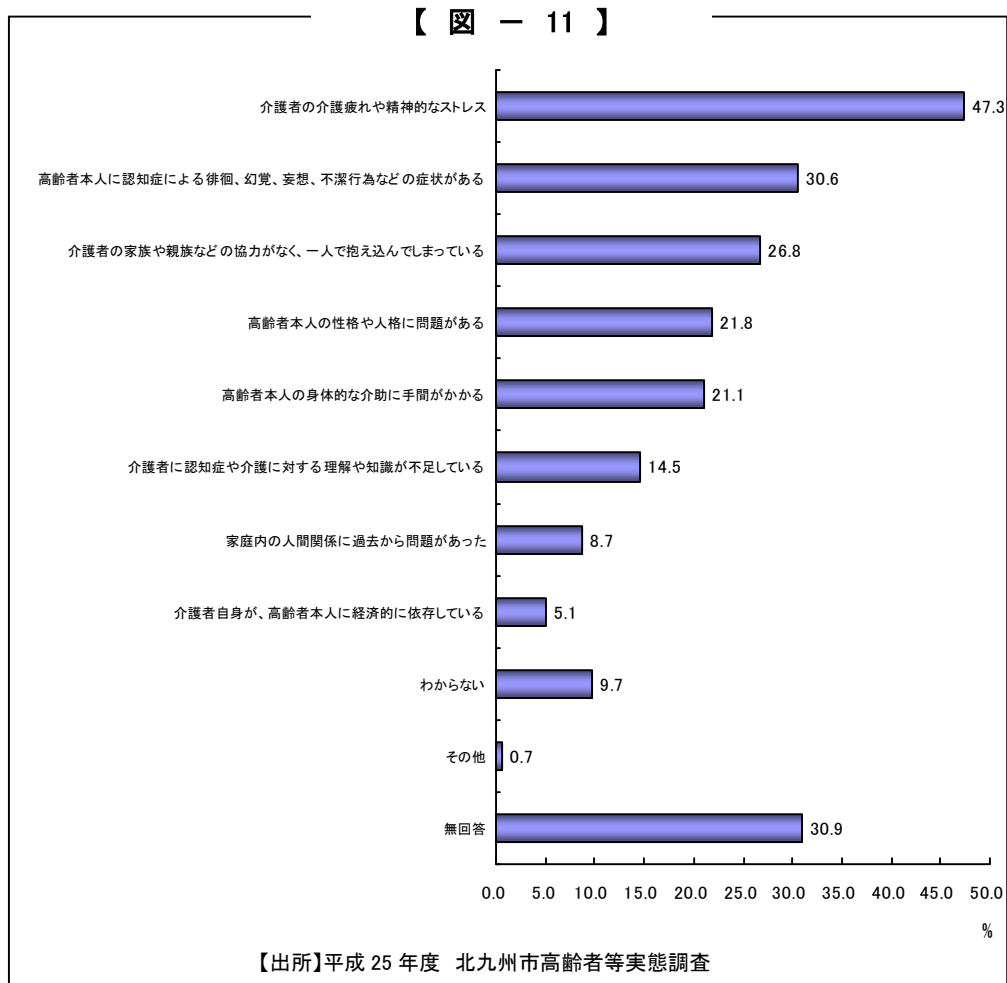
介護者が介護を行っている高齢者への虐待に至る危険については、「虐待などに

至る危険はない」と感じている人が4割程度と最も多くなっています。(図-10)

また、虐待に至る要因として考えられることについては、「介護者の介護疲れや精神的ストレス」が約5割と最も多く、次いで「高齢者本人に認知症の周辺症状がある」が3割程度となっています。(図-11)

これらの結果から、虐待防止や権利擁護にむけた普及啓発や体制整備等のさらなる充実・強化などの取り組みが必要だと考えられます。

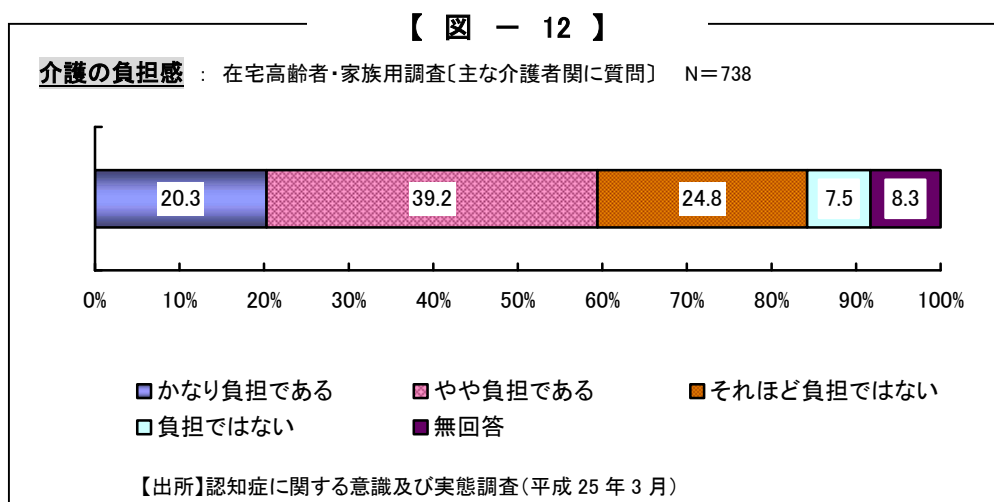




(6) 介護者の負担

平成 25 年 3 月の「認知症実態調査」では、介護の負担を感じている人の割合がおよそ 6 割となっています。また、認知症の自立度が重いほど、負担が増す傾向にあります。(図-12)

この結果から、介護家族への支援の充実等の取り組みが必要だと考えられます。



(7) 認知症施策への要望

認知症への取り組みで市が力を入れるべきところでは、「かかりつけ医から専門医療機関にスムーズに紹介・連携できる体制づくり」、「認知症グループホームの整備」、「認知症について相談できる窓口の充実」、「介護サービスにあたる専門職の質の向上」といった回答が高くなっています。**【図-13】**

この結果から、医療と介護の連携強化や身近な地域での相談体制の充実、医療・介護サービスを担う人材の育成等の取り組みが必要だと考えられます。

【 図 - 13 】

	在宅高齢者・家族用調査 (N=1,079)	医療機関用調査 (N=534)	介護保険事業者用調査 (N=878)
第1位	かかりつけ医から専門医療機関のスムーズな連携体制づくり(52.5%)	かかりつけ医から専門医療機関のスムーズな連携体制づくり(62.9%)	かかりつけ医から専門医療機関のスムーズな連携体制づくり(50.9%)
第2位	医療と介護・行政との連携強化(45.7%)	認知症を早期に発見し、予防活動や専門医療機関につなげる取組み(61.6%)	医療と介護・行政との連携強化(48.6%)
第3位	認知症を早期に発見し、予防活動や専門医療機関につなげる取組み(43.0%)	医療と介護・行政との連携強化(51.7%)	認知症を早期に発見し、予防活動や専門医療機関につなげる取組み(44.4%)

[出所]認知症に関する意識及び実態調査(平成25年3月)

(8) まとめ

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、予防から軽度、中重度に至るまでそれぞれの状態に応じた医療・介護サービスが適切に提供されることが重要です。

また、こうしたサービスが効果的に提供されるために、医療・介護関係者がこれまで以上に連携強化を図るとともに、認知症に関する正しい知識を習得し、理解を深めていくことも必要です。

そのため、認知症の人の地域での生活を支える医療・介護体制の構築、日常生活・家族支援の強化、身近な相談と支援体制の強化、権利擁護・虐待防止対策の推進等に取り組んでいかなければなりません。

さらに、認知症予防や若年性認知症といったこれまで市民になじみの薄かった分野にも取り組んでいく必要があります。

今後、高齢化が進むことで、認知症高齢者の増加が予測されていますが、予防から重度認知症まで多様な課題に対応していくためには、地域・民間・行政が一体となった認知症対策を推進することが重要です。

そのため、認知症の人やその家族を支える全ての関係者がスムーズに連携し、協働できる体制づくりも必要です。

その他

1 計画の推進について

(1) 北九州市オレンジ会議の開催

認知症対策は、行政だけでなく、地域を始めとして、警察や医療・介護など認知症に密接に関わる機関、当事者団体、支援団体等と今まで以上に連携を強めていくとともに、交通機関、金融機関、小売業者等との連携も重要であるため、官民一体で認知症対策に取り組む「北九州市認知症施策推進会議（通称：北九州市オレンジ会議）」を設置し、総合的な認知症対策の推進を図ります。

【参加団体】

医師会、歯科医師会、薬剤師会、認知症疾患医療センター、学識経験者、看護協会、弁護士会、社会福祉士会、家族会、介護福祉士会、司法書士会、高齢者福祉事業協会、商工会議所、認知症関係団体、警察、鉄道会社、バス会社、タクシー協会、銀行、郵便局、小売業

(2) 北九州市オレンジプランの進捗状況の評価

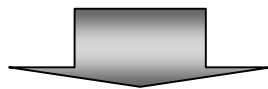
今後は、北九州市オレンジ会議を定期的で開催し、オレンジプランの進捗状況の確認・評価等を行う予定にしています。また、プランの追加変更等もあわせて協議する場としていきます。

(3) 北九州市オレンジプランの周知について

様々な機会を捉え、オレンジプランの周知徹底を計ります。具体的な方策については、今後検討していくこととしています。

(4) 北九州市オレンジプランの参考となる成果指標

プランの推進にあたっては、以下の取り組みを主な指標としています。



- ☆ 認知症サポーター養成講座受講者数 …… 延べ7万人達成
- ☆ 認知症初期集中支援チーム …… 全市をカバーできる体制の構築
- ☆ 認知症疾患医療センター …… 全市で4箇所設置
- ☆ 徘徊搜索模擬訓練の開催 …… 7区において開催

2 北九州市オレンジ会議 構成員

(50音順・敬称略)

構成員名	所属・役職名
井田 能成	認知症疾患医療センター センター長
伊藤 直子	西南女学院大学 教務部長 保健福祉学部教授
猪熊 和仁	老いを支える北九州家族の会 相談役
上田 隆雄	日本郵便株式会社 八幡前田郵便局 局長
緒方 有為子	公益社団法人 福岡県看護協会
川底 正剛	九州旅客鉄道株式会社 小倉駅 副駅長
小鉢 由美	福岡県弁護士会北九州部会 高齢者・障害者委員会副委員長
坂田 隆光	日本郵便株式会社 北九州中央郵便局
佐矢野 俊	福岡県小倉北警察署 生活安全課 管理官
重越 謙二	福岡銀行 北九州本部 副本部長
清水 博子	公益社団法人 福岡県社会福祉士会 理事
二郎丸 聡夫	北九州商工会議所 事務局長
田代 久美枝	認知症・草の根ネットワーク 理事
田中 徹	一般社団法人 北九州市歯科医師会 理事
出口 浩己	福岡県警察北九州市警察部 機動警察隊 調査官
中嶋 建太郎	西鉄バス北九州株式会社 営業本部 営業課長
長森 健	公益社団法人 北九州市医師会 理事
福嶋 万里子	公益社団法人 福岡県介護福祉士会 理事
増本 順子	公益社団法人 北九州市薬剤師会 理事
矢野 正弘	一般社団法人 北九州タクシー協会 専務理事
山崎 裕一	福岡県司法書士会北九州支部 副支部長
吉田 圭司	イオン九州株式会社 人材育成部 部長
渡邊 正孝	公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会 会長

(23名)

3 「北九州タクシー協会」「福岡県警察」「北九州市」の連携協力協定

一認知症による徘徊高齢者等の早期発見・早期保護に関する「北九州タクシー協会」、 「福岡県警察」「北九州市」との連携協力協定の締結一（H26.11.25）

【概要】

認知症高齢者が徘徊により所在不明になった場合、その多くは自力で帰宅したり、無事に保護されたりしますが、なかには行方不明のままのケースや死亡発見されるケースもあります。

これまでも、本市では、認知症の方の安全確保に対する取り組みとして、認知症などによる徘徊行動で所在不明となった場合に、警察をはじめとする行政機関や、交通機関、地域組織が連携協力し、行方不明者の早期発見・早期保護を図る「徘徊高齢者等 SOS ネットワークシステム」を各区で実施してきました。

今後、さらなる認知症の方の安全確保に対する取り組みを推進するため、

- ・認知症による徘徊行動で所在不明となった高齢者等の早期発見・早期保護体制の充実（特に夜間の見守り体制の強化等）
- ・認知症に対する正しい知識の普及啓発

を目的として、一般社団法人北九州タクシー協会、北九州警察本部・北九州市内警察署と本市で連携協定を締結しています。

〔連携内容〕

①徘徊高齢者等の早期発見・早期保護体制の充実

- ・「徘徊高齢者等ネットワークシステム」にかかる探索依頼、探索解除の情報提供（関係機関、タクシー運転に従事している従業員に対する無線連絡等）
- ・所属する職員や従業員などに対する、「認知症サポーターメール」への登録推奨

②認知症に対する正しい知識の普及啓発

- ・所属する職員や従業員などに対する、「認知症サポーター養成講座」の受講推進 等